

杉並区地域密着型サービス及び都市型軽費老人ホーム整備事業者等（令和９年度開設分）公募 質問と回答

令和８年７月３日

	質問項目	質問内容	回答
1	事業所名について	事業所名は、申込時点で正式名称を決定する必要がありますでしょうか。 （仮称）が可能な場合、正式名称はいつまでに確定させる必要がありますでしょうか。	事業所名については、申込時点では、仮称で差し支えありません。 正式名称については、当区介護保険課における指定手続きまでに、決定していただく必要がございます。
2	管理者等について	申込時点で届け出た管理者および計画作成担当者について、開設までの間に変更することは可能でしょうか。 また、申込時点で各種研修（計画作成担当者研修等）を修了している必要がありますでしょうか。	本件は審査対象となるため、原則として申込内容の変更は認められません。ただし、やむを得ない事情により変更が生じる場合には、計画変更届とともに、変更後の就任予定者に係る経歴書および資格証の写しをご提出ください。 また、申込時点では、研修要件をすべて修了している必要はありませんが、未修了の場合は、開設までの受講予定等を記載した書類を併せてご提出ください。
3	整備について	杉並区指定地域密着型サービスの手引きに記載の小規模多機能居宅介護事業所の設備基準における「台所」については、いわゆる厨房ではなく、対面型キッチンなど柔軟に設備を選択しても差し支えないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりで問題ございません。 なお、設備については、一般的に台所とされる定義の範囲内に収まるものとしてください。